

先進医療保障へご加入の方へ
大切なお知らせです！

重粒子線治療・陽子線治療の技術料をJAが医療機関にお支払いします！

先進医療共済金の医療機関直接払制度のご案内

がんに対する新たな治療方法として注目を集めている**重粒子線治療・陽子線治療**。

これらの治療法は「先進医療」と呼ばれ、厚生労働省の認可を受けた特定の医療機関のみで受けることができます（先進医療実施医療機関の受診には主治医からの紹介が必要となるのが一般的です）。

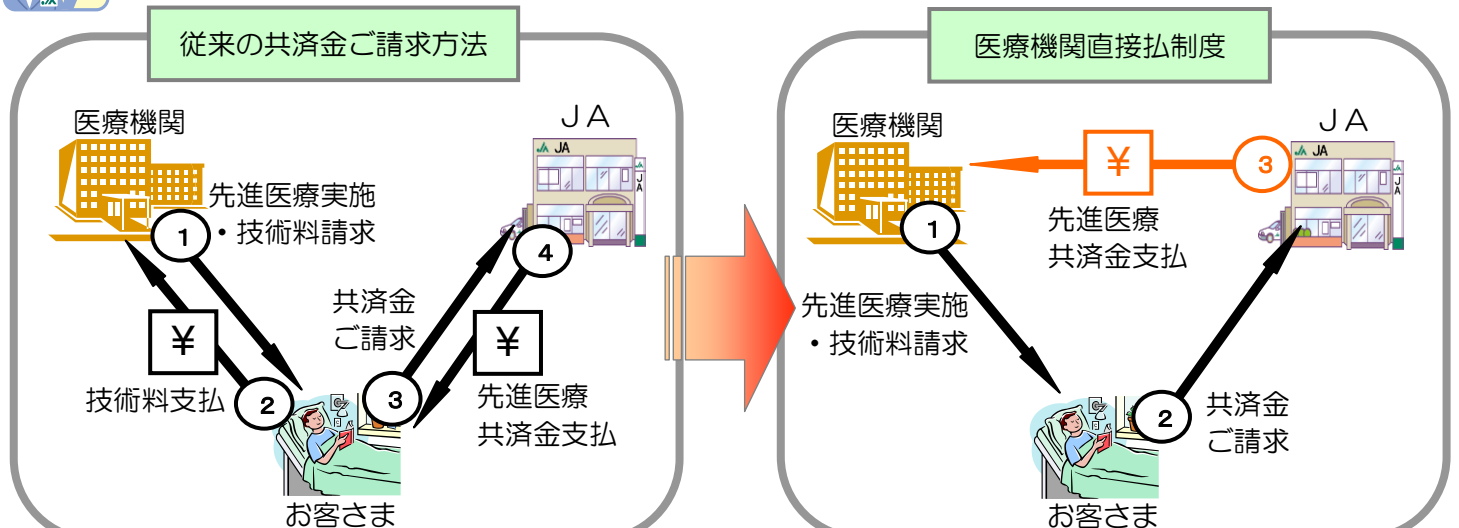
重粒子線治療や陽子線治療は、手術に比べ身体への負担が小さいなどのメリットもありますが、**健康保険適用外であるため全額自己負担**となり約300万円もの高額な費用を用意する必要があります。

JA共済では、医療共済やがん共済で重粒子線治療や陽子線治療などの先進医療の保障をご提供しており、このたび、**ご加入者の皆さまに代わって、JAが医療機関に重粒子線治療・陽子線治療の技術料をお支払いする制度**（先進医療共済金の医療機関直接払制度）ができましたのでご案内いたします。

医療機関直接払制度のご利用には一定の条件があります。詳しくは裏面をご覧ください。



医療機関直接払制度とは？



これまでは、重粒子線治療・陽子線治療の技術料はお客様から医療機関にお支払いいただき、後日JAにご請求をいただいていた。

JAから共済金を直接医療機関の口座に振り込みますので、お客様から医療機関に重粒子線治療・陽子線治療の技術料をお支払いいただく必要はありません。



医療機関直接払制度の対象は？

お客様の自己負担部分	重粒子線治療・陽子線治療にかかる技術料	300万円
	差額ベッド代、文書料等	10万円
	一部負担（3割）	30万円
	保険給付	健康保険（7割） 70万円

医療機関直接払制度によりJAから医療機関へ支払います。

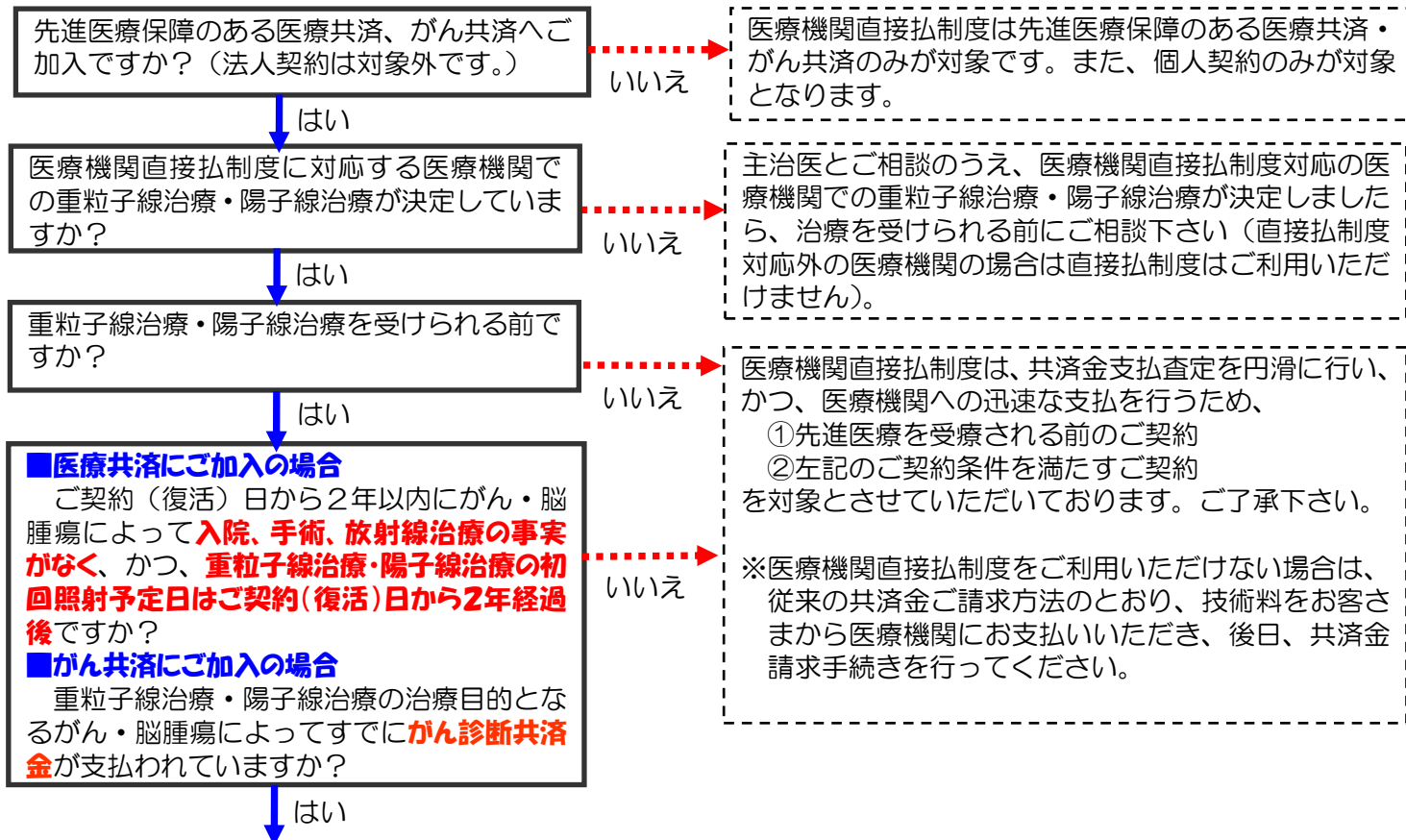
お客様から医療機関へお支払いいただく部分です。

医療機関直接払制度を活用いただけるご契約の条件、制度ご利用にあたってご留意いただきたい事項などを裏面にまとめています。必ず裏面もご覧ください。





医療機関直接払制度を利用いただけるかご確認ください。



医療機関直接払制度のご利用が可能です。
重粒子線治療・陽子線治療の実施が決まりましたら速やかにJAにご相談ください。

※ご相談いただいた際に、再度契約条件への合致を確認させていただき、必要書類、手続き等につきご案内いたします。
※ご相談いただく時期、契約状態によっては上記条件に合致しても制度をご利用できない場合があります。
※医療機関直接払制度は共済金の支払いをお約束するものではありません。共済約款に基づく支払査定の結果、共済金をお支払いできない場合があります。
※重粒子線治療・陽子線治療に入院等をともなう場合、入院共済金等については別途ご請求いただく必要があります。



- JAへご相談いただく前に、今一度ご確認ください。
- 医療機関直接払制度に対応する医療機関で重粒子線治療・陽子線治療を受けることが決定していますか？
 - 重粒子線治療・陽子線治療を受けられる前ですか？
 - 医療共済の場合、契約（復活）から2年以内にがん・脳腫瘍による治療歴がなく、契約（復活）から2年経過後に重粒子線治療・陽子線治療を受けられますか？
 - がん共済の場合、先進医療の治療目的のがん・脳腫瘍によってがん診断共済金が支払われていますか？



医療機関直接払制度に対応している医療機関 ※最新情報はJA共済HPで確認ください

次の医療機関が先進医療共済金の医療機関直接払制度に対応しています。

所在地	医療機関名称	治療方法	所在地	医療機関名称	治療方法
北海道札幌市	北海道大学病院陽子線治療センター	陽	福井県福井市	福井県立病院陽子線がん治療センター	陽
福島県郡山市	南東北がん陽子線治療センター	陽	静岡県駿東郡	静岡県立静岡がんセンター	陽
茨城県つくば市	筑波大学附属病院	陽	愛知県名古屋市	名古屋陽子線治療センター	陽
群馬県前橋市	群馬大学医学部附属病院	重	兵庫県たつの市	兵庫県立粒子線医療センター	重・陽
千葉県柏市	国立がん研究センター東病院	陽	佐賀県鳥栖市	九州国際重粒子線がん治療センター	重
長野県松本市	相澤病院陽子線治療センター	陽	鹿児島県指宿市	がん粒子線治療研究センター	陽